

V. 附属参考資料

1. 「社会保険庁が達成すべき目標」、
「社会保険事業計画」と実績評価について ----- 62
2. 実績の評価に関する関係法令 ～抜粋～ ----- 63
3. 社会保険庁の事務の実施基準及び準則 ----- 65
4. 平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標 ----- 68
5. 業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組～ ----- 72
(平成17年9月27日)

「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁改革基本法
第16条第6項)

(厚生労働大臣策定)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価



目標設定
(2月)



実績報告(平成17
年度は8月末)



実績評価(平成17
年度は10月)

社会保険庁(本庁)

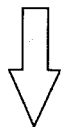
社会保険事業計画

○ 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定(3月)

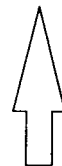
運営評議会へ
の中間報告

実績報告

○ 翌年度の計画
への反映



全体計画案を示して地方
計画を策定指示(2月)、
調整後に確定(3月)



ヒアリング、指導・監察
(サービス推進課・社会保険
指導室、及び所管各課)

地方社会保険事務局

社会保険事務局事業計画

○ 社会保険事業計画に基づき、社会保険事務局と社会保険
事務所が取り組む計画を策定(3月)

中間報告の
ための集計

実績報告

○ 翌年度の計画
への反映

実績の評価に関する関係法令 ～抜 粋～

○中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）

第十六条

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律

（平成13年6月29日法律第86号）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

○政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）

I 政策評価に関する基本計画の指針

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

（4）社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

社会保険庁の事務の実施基準及び準則

〔平成13年3月〕
厚生労働事務次官依命通達

I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

II 事務の実施準則

1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成18年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

なお、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月にとりまとめた「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月にとりまとめた「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
1 適用事務に関する事項	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】 ○適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 1,631,671事業所 政府管掌健康保険 1,498,226事業所 船員保険 6,347事業所 ・新規適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 58,265事業所 政府管掌健康保険 57,945事業所 船員保険 144事業所 ・全被保険者資格喪失事業所数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 46,092事業所 政府管掌健康保険 43,915事業所 船員保険 218事業所 ・巡回説明実施事業所数 48,765事業所 ・重点加入指導実施事業所数 3,513事業所 ・被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 32,491,043人 政府管掌健康保険 18,930,749人 船員保険 66,081人 ・資格取得被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 6,453,507人 政府管掌健康保険 4,529,561人 船員保険 25,210人 ・資格喪失被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 6,069,532人 政府管掌健康保険 4,401,356人 船員保険 26,228人 ・被扶養者数 <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 16,685,610人 船員保険 108,705人 ・賞与支払事業所数（年度延数） <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 1,957,551事業所 政府管掌健康保険 1,671,868事業所 船員保険 4,199事業所

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
	<p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>【数値目標】 ○届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の届出遅れに係る勧奨状送付件数 4,009,651件 ・20歳到達者（住民基本台帳ネットワークにより把握したもの）の適用率 100%
	<p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 1,667,352件 ・年金手帳記号番号回答票数 662,733件 (社会保険業務センター受付分)
<p>2 保険料等収納事務に関する事項</p>	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】 ○保険料収納率 厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保</p> <p>○口座振替実施率： 厚生年金保険 84%以上 政府管掌健康保険 85%以上 船員保険 57%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え事業所数 事業所 ・保険料収納率 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 98.2% 政府管掌健康保険 97.6% 船員保険 91.7% ・口座振替実施率 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 98.2% 政府管掌健康保険 97.6% 船員保険 91.7%
	<p>(2) 国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。</p> <p>【数値目標】 ○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、 ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5% ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7% ・口座振替実施率：42%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付率 % ・口座振替実施率 % ・戸別訪問件数 1,341万件 ・電話納付督促件数 649万件 ・催告状発行件数 4,021万件 ・最終催告状発行件数 31,497件 ・督促状送付件数 3,637件 ・コンビニ収納件数 347万件 ・免除件数 3,268,948件 ・若年者納付猶予件数 件 ・追納件数 565,125件

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
3 保 険 給 付 事 務 に 関 す る 事 項	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】 ○被保険者1人当たりレセプト点検効果額 政府管掌健康保険 内容点検 738円以上、外傷点検 511円以上 船員保険 内容点検 1,049円以上、外傷点検 1,067円以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容点検件数（過誤調整確定分） <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 件 船員保険 件 ・被保険者1人当たり点検効果額 <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 円 船員保険 円
	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 ○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%*の実現を図る) 傷病手当金 : 3週間以内 出産手当金 : 3週間以内 出産育児一時金 : 3週間以内 家族出産育児一時金 : 3週間以内 埋葬料(費) : 3週間以内 家族埋葬料 : 3週間以内 (※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付費 <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 5,187億円 船員保険 54億円 ・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 1. 37日 船員保険 6. 24日 ・請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数 日
	<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】 ○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%*の実現を図る) ・老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・障害基礎年金：3ヶ月以内 ・障害厚生年金：3ヶ月半以内 (※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金給付費 <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金(国民年金) 139,006億円 厚生年金 215,380億円 ・年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均処理日数 ・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2,076,059部 ・老齢年金新規受給者への説明会開催回数 3,110回

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
4 保 健 事 業 及 び 福 祉 施 設 事 業 に 関 す る 事 項	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合</p> <p>政府管掌健康保険：32%（40歳以上被保険者）</p> <p>船員保険：38%（40歳以上被保険者）</p> <p>○事後指導実施割合 32%以上</p>	<p>・健診実施割合</p> <p>政府管掌健康保険 30.2%</p> <p>船員保険 40.5%</p> <p>・事後指導実施割合 33.3%</p>
	<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	
5 広 報 、 情 報 公 開 、 相 談 等 に 関 す る 事 項	<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上</p>	<p>・ホームページアクセス数 5,700万件</p> <p>・年金研修の実施事業所数 事業所</p>
	<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<p>・被保険者記録の事前通知件数 1,225,000件</p> <p>・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 147,450件</p> <p>・年金加入状況の通知件数 (新規)</p>
	<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<p>・情報公開法に基づく開示請求の開示件数</p> <p>・レセプト開示件数 5,207件</p> <p>・研修参加人数</p>